

日野町監査委員告示第16号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和6年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和7年3月27日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和7年1月29日（水）午前9時00分～午前10時30分
監 査 場 所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 子ども支援課
4. 監 査 対 象 子ども支援課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○日野町幼児教育保育施設再編整備計画策定の取組状況について
○要保護児童ならびに児童虐待の現状と課題、対応について
5. 監 査 手 続 令和6年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 町立幼稚園や保育所・こども園の施設の老朽化が進んでいる状況に加え、保育ニーズの変化や待機児童の増加、保育士不足などの課題から日野町幼児教育保育施設再編整備計画の策定は町にとってたいへん重要な位置付けの計画である。これまでに実施した住民説明会やパブリックコメント、保護者の意見を踏まえ、地域の実情にあった再編整備の策定が望まれる。子どもは町の将来を担う宝であり、そのなかでも幼児期は人格形成の土台を育みたいへん重要な時期であるため、町が今まで培ってきた素晴らしい子育て文化を継承しつつ、近年の出生数減少も踏まえつつ将来を見据えた持続可能な幼児教育保育施設の再編整備に努められたい。

要保護児童や児童虐待に対しては、令和6年度から課内に子育て家庭担当を新設し、母子保健とも連携しながら積極的に対応されていることを伺った。対象となるケースは困難な状況の重複であったり、保護者からの連鎖、外国籍家庭など言葉や文化の違いなどその要因は様々であるが、どの家庭においても、孤立や“しんどさ”を抱えており、本人に寄り添った支援が必要である。町内には行政機関のほかにもこども食堂や居場所など子育てを応援する組織が数多くあるため、それらの組織との連携を大切に、支援の輪が広がっていくことを期待している。